

## 建築各種申請べんり帳

### 1. 所管課等

1	建築確認※ 検査関係	川島町 まち整備課	TEL	049-299-1763
		〒350-0192	FAX	049-297-8437
		川島町大字下八ツ林870-1	E-mail	<a href="mailto:machiseibi-02@town.kawajima.saitama.jp">machiseibi-02@town.kawajima.saitama.jp</a>
		<a href="#">埼玉県川越建築安全センター東松山駐在</a>	TEL	0493-22-4340
		〒355-0024	FAX	0493-22-4342
		東松山市六軒町5-1	E-mail	<a href="mailto:r4321024@pref.saitama.lg.jp">r4321024@pref.saitama.lg.jp</a>
2	開発許可 適合証明	川島町 まち整備課	TEL	049-299-1763
		〒350-0192	FAX	049-297-8437
		川島町大字下八ツ林870-1	E-mail	<a href="mailto:machiseibi-02@town.kawajima.saitama.jp">machiseibi-02@town.kawajima.saitama.jp</a>
3	消防法	<a href="#">川越地区消防組合消防局</a>	TEL	049-222-0700
		〒350-0823	FAX	049-225-2564
		川越市神明町48-4	E-mail	HP専用フォーム
4	道路 河川	<a href="#">東松山県土整備事務所</a>	TEL	0493-22-2333
		〒355-0024	FAX	0493-21-1214
		東松山市六軒町5-1	E-mail	HP専用フォーム
		川島町 まち整備課	TEL	049-299-1763
		〒350-0192	FAX	049-297-8437
		川島町大字下八ツ林870-1	E-mail	<a href="mailto:machiseibi@town.kawajima.saitama.jp">machiseibi@town.kawajima.saitama.jp</a>

※ 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在で対応（TEL 0493-22-4340）

### 2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">埼玉県建築基準法施行条例</a></li> <li>・ <a href="#">埼玉県建築基準法施行細則</a></li> <li>・ <a href="#">埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例</a> (埼玉県建築物バリアフリー条例)</li> <li>・ <a href="#">埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱</a></li> </ul>
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">川島町都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例</a></li> <li>・ <a href="#">川島町都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則</a></li> <li>・ <a href="#">川島町開発行為等指導要綱</a></li> </ul>
3	その他	

## 3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	30m/秒（H12建設省告示1454号第1）
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 29′（参考値 ※1） 北緯 35° 59′（参考値 ※1） ※1 設計における緯度経度を指定するものではありません。
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域（容積率50%,80%,100%,200%,300%の区域に限る）に日影を落とす場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：川島町まち整備課

## 4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	インター北地区及び三島地区を除く市街化区域（防火・準防火地域除く）						
2	建築基準法第49条に基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項	なし	なし
区域	主な締結事項							
なし	なし							
3	建築基準法第57条の5に基づく高層住居誘導地区	問い合わせ						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度						
なし	なし	なし						
4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし
種類	適用区域	高さの最高限度						
なし	なし	なし						

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ</p> <table border="1" data-bbox="406 257 1393 499"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ</p> <table border="1" data-bbox="406 611 1393 853"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 川島町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 川島町まち整備課</p> <table border="1" data-bbox="406 1010 1393 1274"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川島インターチェンジ北側地区</td> <td>用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩</td> </tr> <tr> <td>八幡地区</td> <td>用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵</td> </tr> <tr> <td>三島地区</td> <td>用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	川島インターチェンジ北側地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩	八幡地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵	三島地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩						
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
川島インターチェンジ北側地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩															
八幡地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵															
三島地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ・垣柵・緑地・色彩															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 問い合わせ</p> <table border="1" data-bbox="406 1429 1393 1509"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="406 1559 1393 1720"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし								
地名地番	団地名	備考														
なし	なし	なし														
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p><a href="#">1.川島町ハザードマップ</a> <a href="#">2.埼玉県河川砂防課ホームページ</a></p> <p>域指定の関係図書は、東松山県土整備事務所及び川島町にて縦覧できます。</p>														

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを）	<p>問い合わせ</p> <table border="1" data-bbox="406 2007 1393 2087"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊草地区地区計画</td> <td>用途</td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	伊草地区地区計画	用途
地区計画	地区整備計画で定める主な事項					
伊草地区地区計画	用途					

	除く)						
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし	
区域	主な締結事項						
なし	なし						
13	都市計画区域編入時期	昭和44年12月22日	都市計画図				
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 埼玉県川越建築安全センター東松山駐在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川島町</td> <td>5地域</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地域区分	川島町	5地域	
市町村名	地域区分						
川島町	5地域						

## 5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上※1
		都市計画区域（市街化調整区域）	全部
		都市計画区域（非線引き区域）	なし
		都市計画区域外	なし

※1 都計法29条1項許可等を受けた開発区域内のものは完了公告前は敷地面積500㎡未満でも適合証明が必要

※ 隣地同士で可分の関係にあり、一体開発にあたる場合は、開発区域の敷地面積は隣地を含んだ面積とする

## 6. その他の届出等

届出等	対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで 県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物除く ※1）	※2 川越建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる 川越建築安全センター
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉 県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで 川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで 川島町 まち整備課 （經由事務のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで 川越建築安全センター東 松山駐在
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで 川越建築安全センター
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで 県建築安全課
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前まで 川島町 まち整備課
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで 川島町 まち整備課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで 川島町 まち整備課 （經由事務のみ）
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで 東松山環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高層建 築物）提出時 or 確認申請書提出時 川島町 まち整備課 （經由事務のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物

※2 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。